

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱」(以下「要綱」という。)

第4条第1項の認定等を行うにあたり、同条第6項、第8条第4項及び第9条第3項の規定により外部有識者の意見を聴取することを目的として、「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度有識者会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(会議事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 要綱第4条第1項のエリアマネジメント活動計画の認定及び要綱第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定によるエリアマネジメント活動計画の変更の認定に際して必要となる事項
- (2) 要綱第8条第1項及び第2項の報告を受けた場合に際して必要となる事項
- (3) 要綱第9条第1項第3号及び第4号のエリアマネジメント活動計画の認定を取り消すに際して必要となる事項
- (4) 前3号に定めるほか、エリアマネジメント活動計画の認定等に関し必要な事項

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する優れた識見と豊富な実績を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 会議のメンバー及び第3条第2項に規定する関係者は、その職務及び会議の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、本市が公表した情報及び会議が公表した情報については、この限りでない。

(開催期間)

第6条 会議の開催期間は、令和12年3月31日までとする。

(会議の公開)

第7条 会議の内容は、非公開とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、計画調整局計画部都市計画課において行う。

(細則)

第9条 この要綱に定めのない事項については、計画調整局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。